平成２３年（フ）第２２５号
愛知県豊川市西豊町２丁目14番地
債務者　有限会社サン・フレッシュかねだい
代表者代表取締役　大須賀孝久
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　政和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２２６号
愛知県蒲郡市三谷町弥生１―12、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊川市伊奈町新屋97番地26
債務者　株式会社かねだい
代表者代表取締役　大須賀房史
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　成人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９００号
広島県廿日市市宮内2029　レオネクストＦ＆Ａ101、住民票上の住所島根県江津市二宮町神主ハ41番地８
債務者　内田　貴士
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月14日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０５号
滋賀県彦根市芹川町452番地22
債務者　立木　圭子
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　陽一
4　破産債権の届出期間　平成23年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第９０４号
広島県安芸高田市八千代町下根561番地
債務者　善重　和仁
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１号
鹿児島県鹿児島市玉里団地３丁目24番10号
債務者　精　冨三丸
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
鹿児島県鹿児島市本名町1166番地、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町3074番地の26
債務者　片平　俊昭
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　　稔
4　破産債権の届出期間　平成23年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１９１８号
愛知県常滑市榎戸町１丁目145番地の３
債務者　田岡　幸二
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　良周
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８６号
茨城県高萩市本町１丁目49番地　今川コーポ６号
債務者　齋藤　政純
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　会沢　克男
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３４３号
鹿児島県日置市吹上町小野1149番地
債務者　柿元　哲郎
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　秀雄
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
鹿児島県日置市吹上町小野1149番地
債務者　柿元　律子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　秀雄
4　破産債権の届出期間　平成23年８月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４０８号
埼玉県越谷市登戸町22番13号
債務者　石野　光徳
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大里　定則
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
島根県松江市東出雲町揖屋1112番地３
債務者　田中　　晃
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　創
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７５２号
名古屋市中川区昭和橋通５丁目37番地　グレンパーク中島602号
債務者　西尾　晴美
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　絵里
4　破産債権の届出期間　平成23年９月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６４号
金沢市二日市町チ95番甲地
債務者　喜多　　成
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　到
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
金沢地方裁判所